

【サービス利用料金】

令和6年6月1日現在

*利用料金

下記の利用料金表によって、ご利用顧客様の要介護度に応じた自己負担額をお支払いください。また、自己負担額については介護保険負担割合証で自己負担額が決定します。サービス利用の際は介護保険被保険者証とともにご提示ください。尚、介護保険負担割合証のご提示が無く負担割合が不明な場合は全額分をいただき、後日負担割合が確認された際に差額を返金させていただきます。

サービス利用料金

単位：円

身体介護		20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
	利用料金	1,630	2,440	3,870	5,670	840
① 自己負担 (1割) の方	163	244	387	567	84	
① 自己負担 (2割) の方	326	488	774	1,134	168	
② 自己負担 (3割) の方	489	732	1,161	1,701	252	

単位：円

生活援助		20分以上45分未満	45分以上1時間未満
	利用料金	1,790	2,200
① 自己負担 (1割) の方	179	220	
② 自己負担 (2割) の方	358	440	
③ 自己負担 (3割) の方	537	660	

単位：円

身体・生活		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上	
	身体 ㊦	2,440	3,870	5,670	5,670 +840×n	n : 30分毎の回数
生活 ㊧	20分以上	45分以上		70分以上		
	670	1,340		2,010		
① 自己負担 (1割) の方	(㊦+㊧) の1割					
② 自己負担 (2割) の方	(㊦+㊧) の2割					
③ 自己負担 (3割) の方	(㊦+㊧) の3割					

単位：円

	利用料金	970
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	①自己負担 (1割) の方	97
	②自己負担 (2割) の方	194
	③自己負担 (3割) の方	291

* 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物の利用者の方は 90/100 単位

(加算内容)

- * 特定事業所加算 (Ⅱ) 所定単位数に10%を加算
- * 初回加算 (新規初回時訪問) 200 単位/月
- * 緊急時訪問介護加算 100 単位/月
- * 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位数 (基本サービス費に各種加算を加えた総単位数) に加算率 24.5% を乗じた数

- ※ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ※ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ※ 平常時間帯 (8:00~18:00) 以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間 (18:00~22:00 まで) : 25%
 - ・早朝 (6:00~8:00 まで) : 25%
 - ・深夜 (22:00~6:00 まで) : 50%
- ※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合は、ご利用顧客の同意の上で、通常利用料金の2倍の利用料金をいただきます。
- ※ ご利用顧客が要介護認定を受けていない場合には、暫定ケアプランに基づいたサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用顧客が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用顧客のご負担額を変更します。